佐渡クリーンセンター等
長期包括運営管理委託事業

要 求 水 準 書

平成 26 年 3 月

佐　渡　市

目　　次

第１　総　則 ・・・

第１　総　則

本要求水準書は、佐渡市（以下「市」という。）が所有する佐渡クリーンセンター、両津クリーンセンター及び南佐渡クリーンセンター（以下「本件施設」という。）の運営維持管理について、本件施設の基本性能を発揮させ、その安全性を確保しつつ、効率的かつ総合的、一体的な運営を行うことを目的として、「佐渡クリーンセンター等長期包括運営管理委託事業」（以下「本事業」という。）に適用するものである。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については、実施方針及び募集要項等（募集要項、要求水準書、様式集、基本協定書（案）に明記されていない事項であっても、市と契約に至った特別目的会社（以下「受託者」という。）の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

１　事業概要

本事業は、事業者として選定された受託者に、市及び収集委託事業者等が搬入する一般廃棄物、日常生活及び事業活動に伴う一般廃棄物（条例で定める産業廃棄物を含む。）のうち、本件施設へ直接搬入される一般廃棄物（以下「直接搬入ごみ」という。）、許可業者が搬入する一般廃棄物（以下「許可ごみ」という。）、災害時に搬入される一般廃棄物等の処理を行うために必要な本件施設の運転のほか、本件施設におけるこれまでの運営状況を鑑み、土木、建築の主要構造物及び設備機器、その他関連する付帯設備について施設の基本性能を維持するための修理及び更新（以下「大規模修繕」という。）及び定期補修工事並びにユーティリティの確保、日常点検、定期点検、部品等の調達を含めた一切の業務（以下「運営管理業務」という。）を委託するものである。

市は、受託者が運営管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）にわたって本件施設を所有し、受託者は市が所有する本件施設の運営管理業務を実施するものとする。

受託者は、本件施設の運営管理業務に必要な調達を自ら行うものとする。また、佐渡クリーンセンターの設計及びプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品及び製品の特殊部品（以下「特定部品」という。）の調達に関しても、自ら調達を行うものとする。なお、特定部品並びにその定期点検及び補修工事について、自ら調達を行うことが困難な場合、受託者が自らの責任において施工企業以外から調達することも可能とするが、その場合、調達に関わる一切の責任を受託者が負うものとする。

受託者は、市より円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下「準備引継期間」という。）にて市職員等から引継ぐものとする。

（1）本事業の対象となる公共施設等の種類

ア　佐渡クリーンセンター

立地場所	佐渡市中原 103 番地
稼動開始	平成 9 年 8 月
施設概要	敷地面積：16,563m^2 建築面積：　3,243m^2 延床面積：　5,775m^2
ごみ焼却施設	焼却能力：120ｔ/日(60ｔ/24ｈ×2 炉) 形　　式：ストーカ炉
粗大ごみ処理施設	処理方式：破砕・圧縮・選別 処理能力：25ｔ/5ｈ
廃プラスチック処理設備	処理方式：圧縮・梱包・搬送 処理能力：2.0～2.5ｔ/ｈ
木材等破砕設備	処理方式：破砕・搬送 処理能力：4.6ｔ/5ｈ
関連施設	管理棟 洗車場・倉庫 雨水調整池 旧残灰埋立地(佐渡クリーンセンター隣) 旧不燃物埋立地(佐渡市窪田地内)

イ　両津クリーンセンター

立地場所	佐渡市吾潟 1891 番地
稼動開始	平成 11 年 4 月
施設概要	敷地面積：11,400m^2 建築面積：　2,344m^2 延床面積：　5,431m^2
ごみ焼却施設 〔平成 27 年 4 月 1 日より休止〕	焼却能力：40ｔ/日(20ｔ/16ｈ×2 炉) 形　　式：流動床炉
粗大ごみ処理施設 〔平成 27 年 4 月 1 日より休止〕	処理方式：破砕・圧縮・選別 処理能力：10ｔ/5ｈ
関連施設	資源化物貯蔵倉庫 洗車場 雨水調整池

ウ　南佐渡クリーンセンター

立地場所	佐渡市小木木野浦 163 番地 3
稼動開始	平成 12 年 4 月
施設概要	敷地面積：　4,372m^2 建築面積：　1,305m^2 延床面積：　2,343m^2
ごみ焼却施設 〔平成 21 年 3 月 31 日より廃止〕	焼却能力：15ｔ/日(15ｔ/8ｈ×1 炉) 形　　式：流動床炉
灰溶融施設 〔平成 21 年 3 月 31 日より廃止〕	処理能力：1ｔ/日(1ｔ/8ｈ×1 炉) 形　　式：酸素ﾊﾞｰﾅ式反転ｷﾙﾝ
粗大ごみ処理施設 〔平成 21 年 3 月 31 日より廃止〕	処理方式：破砕・圧縮・選別 処理能力：5ｔ/5ｈ
関連施設	カレット置場 洗車場・車庫

※　ア、イ、ウの施設を合わせて、以下「本件施設」という。

（２）事業期間等

準備引継期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、次のとおりとする。

項　目	期　　間
準備引継期間	平成 27 年 1 月 5 日～平成 27 年 3 月 31 日
乖離請求期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
運営期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日
事業期間	契約締結日～平成 37 年 3 月 31 日

（３）一般事項

ア　基本方針

受託者は、本事業を実施するに当たり、本件施設が市の循環型社会形成の中核を成す施設の一つであること、また、地域住民の理解を得た上で運営されることを十分自覚した上で適正な運営維持管理に配慮するとともに、以下に示す基本方針を遵守するものとする。

（ア）一般廃棄物の適正処理・処分

本件施設に搬入される一般廃棄物（条例で定める産業廃棄物を含む。）を常に滞ることなく、適正に処理・処分できるよう配慮するものとする。

a 安定かつ適正な運転の継続

b 地域住民に安全・安心を与えることのできる運営維持管理

（イ）環境の保全

地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減と保全に十分配慮するも

のとする。

a 公害防止への配慮

b 省エネルギー対策の実践

c リサイクル・再資源化への努力及び積極的な推進

（ウ）安全の確保

日々の運営維持管理において安全性を確保するだけでなく、天災や事故等の緊急事態の発生時においても迅速な対応が行えるよう安全に配慮し、安定した本件施設の維持管理を行うものとする。

a 本件施設における安全性の確保

b 天災や事故発生後の二次災害の発生防止

c 天災・事故等による大量排出ごみの適正処理への積極的な対応

d 安全管理体制マニュアルの作成（災害･防災等）

（エ）経済性への配慮

本件施設の運営維持管理を行うに当たり、効率的かつ効果的な事業運営が行えるように配慮するものとする。

a 長期的視野に立った事業運営の確立

b 事業運営体制の効率的な運用

イ　要求水準書の遵守

受託者は、事業期間中、要求水準書に記載される要件を遵守するものとする。

ウ　関係法令等の遵守

受託者は、事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等の関係法令等を遵守するものとする。主な関係法令は表１に示すとおりである。

エ　官公庁等の指導等

受託者は、事業期間中、官公庁等の指導等に従うこととする。なお、関係法令等改正に伴い本件施設の改修等が必要な場合、その費用の負担については事業契約書に定めるものとする。

オ　官公庁等への申請

受託者は、市が行う本件施設の運営維持管理に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運営維持管理に係る申請等に関しては、受託者の責任と負担により行うものとする。

【表１　関係法令等】

法　令　等	法　令　等
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
・都市計画法	・下水道法
・建築基準法	・建設業法
・消防法	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
・道路法	・水道法
・道路交通法	・ダイオキシン類対策特別措置法
・環境基本法	・特定化学物質等障害予防規則
・大気汚染防止法	・有機溶剤中毒予防規則
・水質汚濁防止法	・酸素欠乏症等防止規則
・騒音規制法	・クレーン等安全規則
・振動規制法	・ゴンドラ安全規則
・悪臭防止法	・ボイラ及び圧力容器安全規則
・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	・日本工業規格（JIS）
・労働基準法	・日本農林規格（JAS）
・労働安全衛生法	・日本電気工業会標準規格（JCS）
・航空法	・電気規格調査会標準規格（JEC）
・電波法	・日本油圧工業会規格（JOHS）
・有線電気通信法	・圧力容器構造規格
・電気事業法	・電気機械器具防爆構造規格
・電気工事士法	・クレーン過負荷防止装置構造規格
・電気用品安全法	・クレーン構造規格
・計量法	・溶接技術検定基準(JISZ3801)
・高圧ガス保安法	・地方自治法
・毒物及び劇物取締法	・新潟県及び佐渡市の条例・規則等
・労働者派遣法	・新潟県生活環境の保全等に関する条例
・エネルギーの使用の合理化に関する法律	・ごみ処理施設性能指針
・特定化学物質の環境への搬出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	・その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等

カ　市及び官公庁等への報告

受託者は、本件施設の運営維持管理に関して、市及び官公庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応するものとする。なお、所轄官公庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、市の指示に従うこととする。

キ　市等による検査等

受託者は、市等が受託者の運転や設備の点検等を含む運営維持管理全般に対する立入検査等を実施する時は、これに全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出するものとする。

ク　マニュアル及び計画書の作成と提出

受託者は、本事業の実施に当たり受託者が作成するよう定められている各業務のマニュアル及び計画書について、市との協議により作成し提出するものとする。

ケ　事前準備

受託者は、準備引継期間開始までに準備引継期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を作成するものとする。受託者は学習計画書に従って、準備引継期間において、市からの引継ぎ、運転人員の採用、トレーニングなどの運営開始のための必要な準備業務を必要に応じて市や既存運転委託会社等の協力を得ながら行うものとする。

また、受託者は、運営期間開始までに運営管理業務に係る運営マニュアル、運営維持管理計画及び修繕計画を作成するものとする。

その他、受託者は、準備引継期間に本事業を実施するに当たり必要とされる許認可等を取得するものとする。

コ　基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ本件施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは、建設工事において本件施設の設計を最終的に取りまとめた図書のことである。

サ　処理対象ごみと搬出物

本事業における処理対象ごみ及び搬出物並びに資源物は表２に示すとおりである。

【表２　処理対象ごみ及び搬出物並びに資源物】

項　目	内　容
処理対象ごみ	・市から排出される一般廃棄物及び条例に定める産業廃棄物 （可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ等）
搬 出 物	・主灰 ・飛灰等 ・不燃残渣
資 源 物	・鉄類・アルミ類 ・カレット ・プラスチック製容器包装 ・古紙 ・有価系不適物
有害ごみ	・廃乾電池 ・有害ごみ
家電・小型家電リサイクル品	・家電リサイクル対象品 ・小型家電特定対象品目

シ　公害防止条件

本事業における本件施設での公害防止条件は、以下に示すとおりである。

（ア）排ガス基準（佐渡クリーンセンター）

排ガス濃度は、表３に示す目標値を遵守すること。

【表３　排ガス濃度排出基準】

項　　目	基準値	目標値	
ばいじん	0.15	0.01	g/㎥N以下
硫黄酸化物	K値規制	50	ppm以下
窒素酸化物　※	250	150	ppm以下
塩化水素　※	430	50	ppm以下
一酸化炭素	100	100	ppm以下
ダイオキシン類	5	5	ng-TEQ/㎥N以下

※　乾き、酸素濃度12%換算値

（イ）生活環境に係る排水基準

生活排水処理は、佐渡クリーンセンターは、クローズド方式を採用しており施設外には排水しないものとするが､表４に示す許容限度を遵守すること。また、両津・南佐渡クリーンセンターにおいては、浄化槽法に基づき適切な保守点検を実施し、浄化槽法で定める排水基準を遵守すること。

【表４　排水基準】

項　目	許容限度
水素イオン濃度	5.8～8.6　－
生物化学的酸素要求量	160　mg/ℓ（日間平均 120）
化学的酸素要求量	160　mg/ℓ（日間平均 120）
浮遊物質量	200　mg/ℓ（日間平均 150）

（ウ）熱しゃく減量に係る基準（佐渡クリーンセンター）

焼却灰の熱しゃく減量は、表５に示す処理基準を遵守すること。

【表５　熱しゃく減量に係る基準】

項　目	処理基準
焼却灰熱しゃく減量	10%以下

（エ）焼却灰・飛灰処理物に係る溶出基準（佐渡クリーンセンター）

焼却灰・飛灰処理物を最終処分場へ直接搬入する場合、焼却灰・飛灰処理物に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく溶出基準は、表６に示す基準値を遵守すること。

【表６　焼却灰・飛灰処理物に係る溶出基準】

項　目	溶出基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005　mg/ℓ以下
カドミウム又はその化合物	0.3　mg/ℓ以下
鉛又はその化合物	0.3　mg/ℓ以下
六価クロム化合物	1.5　mg/ℓ以下
ひ素又はその化合物	0.3　mg/ℓ以下
セレン又はその化合物	0.3　mg/ℓ以下

（オ）ダイオキシン類に係る処理基準（佐渡クリーンセンター）

ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、表７に示す基準値を遵守すること。

【表７　ダイオキシン類濃度排出基準】

項　目	基準値
ばいじん、燃え殻等	3　ng-TEQ/g 以下

（カ）粉じん基準（佐渡クリーンセンター）

粗大ごみ処理施設の集じん設備排気筒出口における粉じん濃度は、表８に示す基準値を遵守すること。

【表８　粉じん基準（粗大ごみ処理施設)】

項　目	基準値
粗大ごみ処理施設 排気筒出口粉じん濃度	0.1　　g/N ㎥以下

（キ）騒音基準

本件施設から発生する騒音については、敷地境界線において表９に示す基準値を遵守すること。

【表９　騒音基準】

時間区分		基準値（第１種区域）
朝、夕方	6 時～8 時 18 時～21 時	50　　dB(A)以下
昼　間	8 時～18 時	55　　dB(A)以下
夜　間	21 時～6 時	45　　dB(A)以下

（ク）振動基準

本件施設から発生する振動については、敷地境界線において表 10 に示す基準値を遵守すること。

【表 10　振動基準】

時間区分		基準値（第１種区域）
昼　間	8 時～19 時	60　　dB 以下
夜　間	19 時～8 時	55　　dB 以下

（ケ）悪臭基準

本件施設から発生する悪臭については、敷地境界線において表 11 に示す基準値を遵守すること。

【表 11　悪臭基準】

項　目	基準値
アンモニア	1　ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002　ppm 以下
硫化水素	0.02　ppm 以下
硫化メチル	0.01　ppm 以下
二硫化メチル	0.009　ppm 以下
トリメチルアミン	0.005　ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05　ppm 以下
スチレン	0.4　ppm 以下
プロピオン酸	0.03　ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001　ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009　ppm 以下
イソ吉草酸	0.001　ppm 以下
トルエン	10　ppm 以下
キシレン	1　ppm 以下
酢酸エチル	3　ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1　ppm 以下
イソブタノール	0.9　ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05　ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02　ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009　ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003　ppm 以下
臭気濃度	10

ス　用役条件

本事業における本件施設での用役条件は、以下に示すとおりである。

（ア）用役

a 給排水

用水はすべて上水を使用しており、受託者の名義で市上下水道課より調達するものとする。佐渡クリーンセンターのプラント排水は排水処理設備にて処理した後、プラント用水として再利用し無放流とする。また、南佐渡クリーンセンターの生活排水は合併処理浄化槽で処理した後に放流するものとする。両津クリーンセンターにおいては、合併処理浄化槽で処理後、放流する

予定である。

b 電　気

本件施設の受電方式は、交流 3 相 3 線式高圧 6,600Ｖとなっている。使用する電力は受託者の名義で、電力供給会社より調達するものとする。

c 電　話

受託者用外線は、必要な回線分を受託者名義で電話会社から新規に調達するものとし､その引込みに係る費用については受託者が負担するものとする。

また、市が電話会社と契約する回線については、使用者を受託者として使用料を支払うものとする。

d 燃　料

助燃燃料として、A 重油を使用するものとする。

e 薬　剤

排ガス処理、排水処理等に現在使用しているものと同等の薬剤を使用するものとする。

f 油脂類

各設備、機器類等に現在使用しているものと同等の油脂類を使用するものとする。

（イ）特定部品の調達

受託者は、本件施設の運営管理業務に必要な調達を自ら行うものとする。また、佐渡クリーンセンターの施工企業の特定部品の調達に関しても、自ら調達を行うものとする。なお、特定部品並びにその定期点検及び補修工事について、自ら調達を行うことが困難な場合、受託者が自らの責任において施工企業以外から調達することも可能とするが、その場合、調達に関わる一切の責任を受託者が負うものとする。

（ウ）車両・重機等

受託者は、表 12 に掲げる市が所有する車両・重機については無償で借用できるものとするが､燃料費については受託者が負担するものとする｡なお、維持管理費（重量税、自賠責保険料、任意保険料、検査・点検・整備費用・廃車手数料を含む｡）についても受託者が負担するものとする。なお、市は貸与した車両・重機の更新は行わないため、車両等の更新が必要となった場合は、受託者が代替車両等を用意するものとする。

【表 12　市が所有する車両・重機一覧】

《佐渡クリーンセンター》

種　類	規格・能力	取得年	備　考
油圧ショベル	ｶﾜｻｷﾀｲﾔｼｮﾍﾞﾙ 50ZA	平成 9 年 6 月	
油圧ショベル	ｺﾏﾂﾀｲﾔｼｮﾍﾞﾙ WA20-1	平成 2 年 8 月	
フォークリフト	ｺﾏﾂﾌｫｰｸﾘﾌﾄ FD-15T-20	リース物件	ﾌｫｰｸ（ﾘｰｽ物件） 鉄類荷役他全般
フォークリフト	ｺﾏﾂﾌｫｰｸﾘﾌﾄ FD-18T-16	平成 9 年 6 月	ｱﾀｯﾁﾒﾝﾄ 主に廃プラ荷役
２ｔダンプ	いすゞエルフ	平成 9 年 6 月	

《両津クリーンセンター》

種　類	規格・能力	取得年	備　考
ホイルローダー	TCM 小型ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ L4	平成 10 年 10 月	
フォークリフト	日産ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ YJ02	平成 10 年 10 月	定格荷重 2ｔ

《南佐渡クリーンセンター》

種　類	規格・能力	取得年	備　考
ホイルローダー	TCM 小型ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ 804	平成 9 年 5 月	
フォークリフト	TCM ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ FD10Z18	平成 11 年度	
２ｔダンプ	ダイハツデルタ	平成 10 年度	
パッカー車	日野塵芥車	平成 21 年 8 月	最大積載量 1,750 kg（中古）

セ　その他条件

その他の一般事項については、以下に示すとおりである。

（ア）災害発生時等の廃棄物の処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を市が実施する場合、受託者はその処理・処分に協力しなければならない。

（イ）本事業終了時における本件施設の要求水準

市は、本事業終了後も本件施設の運営を継続する予定であるため、受託者は、運営期間終了時において、下記に示す事項を実施した上で、市に引き渡すものとする。

a 機能及び性能に係る確認検査

運営期間最終年度において、本件施設を継続して使用することに支障のない状態であることを確認するため、第三者に委託して機能及び性能に係る確認検査を実施し、本件施設の要求する水準を満足していることを確認すること。なお、確認検査の内容は、精密機能検査に準ずるものとする。

確認検査実施後、本件施設の要求水準を満たさないことが明らかになった場合には、要求水準を満たすようになるまで受託者の負担にて修繕等必要な対応を実施しなければならない。なお、運営期間内に確認検査に合格できず運営期間終了後の本施設における運営に支障が生じた場合、受託者はその損害を賠償するものとする。

b 本事業における本件施設の運営に係る書類等の整備、提出

本件施設の運営管理業務にて作成した次に示す運営に係る書類等を整備し、提出すること。

・図　面
・事業実施計画
・運営管理業務に係る履歴
・精密機能検査報告書
・取扱説明書
・トラブル履歴
・その他市が必要と認めた書類等

c 運転管理業務の引継ぎ

運転管理業務の引継ぎに当たり、市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務を実施すること。なお、引継ぎ期間等の詳細については市と受託者の事前協議によるものとする。

d 本事業終了後の維持管理計画の提出

本事業終了後、本件施設の機能及び性能を維持するための維持管理計画書を提出すること。

e 引渡し検査

機能及び性能に係る確認検査のほか、本件施設の引渡し時に次に示す事項を確認し満足するものとする。

建物の主要構造部、内外の仕上げ及び設備機器等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）は除く。

f このほか、本事業終了時の本件施設の引継ぎ時における詳細条件は、市と受託者の事前協議によるものとする。

（４）運営管理事項

ア　運営管理

本事業の運営管理は、以下に基づいて行うものとする。

（ア）実施方針
（イ）募集要項
（ウ）要求水準書
（エ）契約書
（オ）各種質問回答書
（カ）受託者が提案した書類
（キ）その他市が指示するもの

イ　提案書類の変更

受託者より提出された提案書類において、要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には､受託者の責任において要求水準書を満足させる変更を行い、提出しなければならない。

ウ　要求水準書記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本事業における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運営管理することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設の運営管理のために受託者が必要と判断し、提案した事項については、全て受託者の責任において実施しなければならない。

エ　契約金額の変更

提案書類の提出後に、本項イ及びウに適合する事業内容の変更があった場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

第２　運営管理業務

１　全体組織計画の作成

受託者は、本事業に係る業務実施体制について、準備引継期間開始までに、以下に示すような全体及び施設別の組織構成を計画・配置するものとする。

（１）受託者は、廃棄物処理施設技術管理者として次に示すいずれかの資格を有する者を配置すること。

・技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門。）
・ごみ処理施設技術管理者（～平成 12 年度）
・ごみ処理施設技術管理士及び破砕・リサイクル施設技術管理士（平成 13 年度～）

（２）受託者は、本事業を行うに当たり必要な有資格者を配置すること。表 13 に主な資格を示すが、このほかに必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。

（３）本件施設の運転管理を適切に行うための人員配置を行い、必要な有資格者を配置すること。

【表 13　主な資格とその業務内容】

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	施設の維持管理に関する技術上の業務の実施及び施設を維持管理する事務に従事する職員の監督
第２種酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理
有機溶剤作業主任者	有機溶剤による汚染防止の指揮・監督
危険物取扱者（乙 4）	危険物取扱作業に関する保安・監督
クレーン・デリック運転士 特別教育修了者	クレーンの運転
電気主任技術者	電気工作物の工事、維持、運用に関する保安の監督
特定化学物質作業主任者	特定化学物質による汚染防止の指揮・監督
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断又は加熱の作業
玉掛作業者	玉掛作業
フォークリフト 運転技能講習修了者	最大荷重１ｔ以上のフォークリフトの運転作業
ショベルローダー等 運転技能講習修了者	最大荷重１ｔ以上のショベルローダー等の運転作業

2　労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備

受託者は、本事業に係る労働安全衛生・作業環境管理体制について、次に示す内容に基づき計画するものとする。

（1）作業環境管理基準

ア　受託者は、本件施設の運営においてダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めることとする。

イ　受託者は、管理運営に当たり、作業環境管理基準を遵守することとする。

ウ　受託者は、法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、市と協議するものとする。

（2）作業環境管理計画

ア　受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備することとする。

イ　受託者は、整備した安全衛生管理体制について市に提出・報告するものとする。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に提出・報告するものとする。

ウ　受託者は、運営期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成・提出し、市の承諾を得るものとする。

エ　受託者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認することとする。

オ　受託者は、作業環境管理基準の遵守状況について市に報告・提出するものとする。

カ　受託者は、作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、従事者に使用させることとする。また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこととする。

キ　受託者は､｢廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱｣（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日)に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこととする。

ク　受託者は、ダイオキシン類のばく露防止上必要な組織等を整備し、管理者を設置することとする。整備した体制について市に提出･報告するものとする。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に提出･報告するものとする。

ケ　受託者は、日常点検、定期点検整備等により、労働安全衛生上、本件施設改善の必要がある場合は、市と協議の上実施するものとする。

コ　受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めることとする。

サ　受託者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこととする。

シ　受託者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこととする。なお、訓練の開催については、事前に市に連絡し、訓練実施後は報告書を提出するとと

もに、市の参加についても協議するものとする。

ス　受託者は、本件施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本件施設の作業環境を常に良好に保つこととする。

3　防災管理体制の整備

（1）受託者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本件施設の防災上必要な組織等を整備し、管理者を設置するものとする。

（2）受託者は、整備した防災管理体制について市に提出・報告するものとする。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に提出・報告するものとする。

（3）受託者は、日常点検、定期点検整備等の実施において、防災管理上、必要がある場合は、市と協議の上、本件施設の改善を行うこととする。

（4）受託者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承諾を得るものとする。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うものとする。なお、受託者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善するものとする。

（5）受託者は、台風・大雨等の警報発令時には、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、市等の連絡体制を整備するものとする。

（6）受託者は、整備した自主防災組織について市に提出・報告するものとする。なお、体制を変更した場合も同様とする。

（7）緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき防災訓練等を行うものとする。また、訓練の実施については、事前に市に連絡し、訓練等の結果については市へ報告書を提出するものとする。

（8）受託者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を直ちに市に報告するものとする。報告後速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出するものとする。

（9）受託者は、特にごみピットについては、入念な防火管理を行うものとする。

4　連絡体制の整備

受託者は、平常時及び緊急時の市等への連絡体制を整備し、提出・報告するものとする。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に提出・報告するものとする。

5　施設警備・防犯体制の整備

（1）受託者は、本件施設の警備・防犯体制を整備するものとする。

（2）受託者は、整備した施設警備・防犯体制について市に提出・報告するものとする。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に提出・報告するものとする。

（3）受託者は、本件施設内警備を実施し、第三者の安全を確保するものとする。

（4）受託者は、必要に応じて来訪者の対応を行うものとする。

（5）夜間、休日等の来訪者についても、必要に応じて対応を行うものとする。

6　施設見学者への対応

本件施設の見学を希望する者の予約受付、日程調整、施設見学者の案内、説明等の対応等は受託者が行うものとし、その状況について遅滞なく市へ報告するものとする。

また、行政視察等行政事務に係る事務的な対応等は市が行うものとし、受託者は、市が行う施設見学者の案内、説明等の対応の補助を行うものとする。

7　市民への対応

受託者は、市職員と同等な立場であることを自覚して、電話照会や来客等への対応は適切かつ丁寧に行うものとする。

受託者は、常に適切な運転維持管理を行い、市民の理解、協力を得るよう努めることとする。なお、市民等による意見等があった場合は、市との協議の上、適切に対応し、その結果を市に報告書として提出するものとする。

8　帳票類の管理及び記録の保存

（1）帳票類の管理

受託者は、本事業に伴う各組織の管理運営に必要な帳票類を整備し、管理・運用するものとする。なお、市より報告・提出を求められた場合は速やかに提出するものとする。

（２）補修履歴等の記録

本件施設の稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を記録するための記録簿等を整備し、事業期間中保存することとする。

（３）記録の保存

本件施設の運営維持管理に関する点検、検査その他の措置及び会計記録を作成し、事業期間中保存することとする。

９　各種調査票の回答

受託者は、本件施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、市の指示に基づき対応するものとする。

10　地域経済への配慮

（１）雇用については、現状の運転管理体制を勘案して、地元採用を最優先とするものとする。

（２）関係法令等に基づく雇用基準等を遵守するものとする。

（３）調査・分析や補修・修繕工事などで下請業者を使用する場合は、地域経済や地元企業の育成・貢献に配慮した発注を行うものとする。

11　市における本件施設利用への配慮

本件施設にて市職員及び関係者等が会議等を開催する場合、本件施設の会議室等を利用することができるものとする。

第３　運転管理業務

１　受入管理業務（共通）

（１）受入管理業務

ア　受託者は、搬入されるごみを適切な区分に従い、計量器にて計量記録を行うとともに、受入れ先などの指示を行うものとする。

イ　受託者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び本件施設周辺において搬入車両に行き先を指示するものとする。

ウ　受託者は、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行う等、搬入される廃棄物に対する処理不適物の除去及び混入防止に努めることとする。

エ　受託者は、搬入されたごみのうち、段ボール箱等に入れられたものについてはその中身について確認するものとする。また、資源化が可能なものについては、資源化を行うものとする。

オ　受託者は、搬入された廃棄物に処理不適物があった場合は、搬入者に持ち帰らせることとする。

カ　受託者は、搬入されたごみの荷降ろし時に適切な指示及び補助を行うものとする。

キ　受託者は、市が不定期に行う展開検査（パッカー車等の中身の検査。）に協力するものとする。

（２）計量業務

ア　計量管理体制の整備

（ア）受託者は、計量器を適正に計量管理し、搬入される廃棄物の計量を行うものとする。

（イ）受託者は、計量器を適正に計量管理するために、計量管理体制を整備するものとする。

（ウ）受託者は、整備した計量管理体制について市に報告・提出し、市の承諾を得るものとする。

（エ）受託者は、計量管理体制を変更した場合は速やかに市に報告・提出し、市の承諾を得るものとする。

イ　受入管理

受託者は、廃棄物、搬出物、資源化物等を搬入する車両を計量器において記録・確認、管理するとともに市に毎日報告・提出するものとする。

受託者は、ごみを搬入しようとする者に対して、搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、市が定める基準を満たしていることを確認し、基準を満たしていない搬入ごみを確認した場合は、受入れないこととし、その旨を速やかに市に報告するものとする。なお、搬入者への指導又は協議については明確に記録をとり、市へ提出するものとする。

ウ　案内・指示

受託者は、搬入車両に対し、施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示しなければならない。

エ　ごみ処理手数料の収納

受託者は、本件施設にごみを搬入しようとする者のうち、現金でごみ処理手数料の支払いをする者から、市が定める方法で市が定める金額を収納しなければならない。

受託者は、収納した料金を市が定める方法によって、市職員へ引渡さなければならない。

オ　受　付

計量室における受付時間は、原則として次に示すとおりとする。ただし、日曜日及び年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）を除く。なお、市が事前に指示する場合は、上記にかかわらず、受付業務を行うものとする。

月曜日から土曜日まで
午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（昼休憩時間を含む。）

2　運転管理業務

（1）運転管理体制の整備

ア　受託者は、施設を適切に運転管理するために、運転管理体制を整備するものとする。

イ　受託者は、整備した運転管理体制について市に提出・報告し、市の承諾を得るものとする。

ウ　受託者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに市に提出・報告し、市の承諾を得るものとする。

（2）運転管理計画の作成

ア　受託者は、市と協議の上、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転管理計画を年度ごとに作成し、市に提出するものとする。

イ　受託者は、年間運転管理計画に基づき、毎月、月間運転管理計画を作成し、市に提出するものとする。

ウ　受託者は、作成した年間運転管理計画及び月間運転管理計画に変更が生じる場合、市と協議の上、変更計画を提出するものとする。

（3）運転管理マニュアルの作成

ア　受託者は、施設の運転操作並びに保守管理の実施に際し、操作手順や操作方法を取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成・提出の上、市の承諾を得るものとする。

イ　運転管理マニュアルには、爆発・火災事故の発生防止対策等についても定

めることとする。

ウ　受託者は、運転管理マニュアルに基づいた運転・保守を実施するものとする。

エ　受託者は、市の承諾を得て、施設の運転状況に合わせ、運転管理マニュアルを随時改善し、市に提出するものとする。

（4）運転管理記録の作成及び報告・提出

受託者は、各機器の点検データ、運転データ及び電気等の用役データを記録するとともに、分析値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成し、市に報告・提出するものとする。なお、作成及び報告・提出する運転管理記録については次の帳票を含むこととする。

ア　ごみピット残量推計表

イ　処理不適物報告書

ウ　予備品・消耗品管理台帳

エ　その他、市が指定したもの

3　運転管理業務（ごみ焼却施設：佐渡クリーンセンター）

（1）ごみ焼却施設の運転管理

受託者は、次に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理し、佐渡クリーンセンターの基本性能を発揮させ、関係法令、公害防止条件等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的な運転管理に努めることとする。

（2）運転条件

施設の運転条件は、次の条件を満たすこと。

・搬入される廃棄物を滞りなく処理すること。

・施設の運転時間は 24 時間/日とする。

ア　処理量

運営期間中の搬入量の参考値として、表 14 に平成 24 年度の実績を示す。なお、事業終了年度である平成 36 年度における予定搬入量は、年間約 16,900ｔとする。

【表 14　処理対象物及び年間搬入量（平成 24 年度実績)】

現状の処理実施施設	処理対象物	年間搬入量
佐渡クリーンセンター	収集可燃ごみ	11,332 t
	直接搬入可燃ごみ	3,842 t
	小　　計	15,174 t
両津クリーンセンター	収集可燃ごみ	1,844 t
	直接搬入可燃ごみ	1,849 t
	小　　計	3,693 t
南佐渡クリーンセンター	直接搬入可燃ごみ	(254 t)
	小　　計	(254 t)
合　　計		18,868 t

南佐渡クリーンセンターにおける直接搬入ごみは、佐渡クリーンセンターの搬入量に含まれる。

イ　ごみ質

佐渡クリーンセンターの処理対象物の計画性状は表 15 に、平成 24 年度の性状は表 16 に示すとおりである。

【表 15　処理対象物の計画性状（建設時)】

		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分(%)	水　分	66	53	35
	可燃分	29	40	55
	灰　分	5	7	10
低位発熱量（kcal/kg)		900	1,600	2,600
単位容積重量（t/㎥)		0.35	0.23	0.20

【表 16　処理対象物の性状（平成 24 年度)】

		4 月	7 月	10 月	1 月
三成分(%)	水　分	54.3	42.8	46.8	38.6
	可燃分	42.6	52.0	47.4	56.2
	灰　分	3.1	5.2	5.8	5.2
低位発熱量（kcal/kg)		1,590	2,080	1,850	2,300
単位容積重量（t/㎥)		0.208	0.140	0.161	0.127

ウ　公害防止条件

第１　１　（３）　シ項に示す各基準値を遵守すること。なお、排ガス濃度については常時監視を行うものとする。

エ　用役条件

第１　１　（３）　ス項を参照すること。

（３）適正処理

ア　受託者は、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理するものとする。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うものとする。

イ　受託者は、施設より排出される主灰、飛灰処理物等が関係法令、公害防止条件等を満たすように適正に処理するものとする。

（４）受入廃棄物の性状分析

受託者は、本件施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的（年 4 回以上）に廃棄物組成の分析・管理を行うものとする。

（５）搬出物の管理

受託者は、施設より搬出される不燃残渣、主灰等の量について、種類別に計量・管理を行うものとする。受託者は、施設より搬出される主灰等の性状に関し、表 22 に示す内容に基づき定期的に分析・管理を行うものとする。

４　運転管理業務（粗大ごみ処理施設等：佐渡クリーンセンター）

（１）粗大ごみ処理施設等の運転管理

受託者は、次に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理するものとする。

また、廃棄物の処理に当たり、資源物の回収に努めることとする。

（２）運転条件

施設の運転条件は、次の条件を満たすこと。

・搬入される廃棄物を滞りなく処理すること。

・施設の運転時間は原則として 5 時間/日とする。

ア　処理量

運営期間中の搬入量の参考値として、表 17 に平成 24 年度の実績を示す。なお、事業終了年度である平成 36 年度における予定搬入量は、年間約 2,500ｔとする。

【表 17　処理対象物及び年間搬入量（平成 24 年度実績)】

現状の処理実施施設	処理対象物		年間搬入量
佐渡クリーンセンター	収集ごみ	不燃ごみ	554ｔ
		粗大ごみ	42ｔ
		缶・ビン	798ｔ
		廃プラスチック	361ｔ
	直接搬入ごみ	不燃ごみ	145ｔ
		粗大ごみ	558ｔ
		古　紙	(65ｔ)
		缶・ビン	103ｔ
		廃プラスチック	0ｔ
	小　計		2,561ｔ
両津クリーンセンター	収集ごみ	不燃ごみ	(143ｔ)
		粗大ごみ	12ｔ
		缶・ビン	0ｔ
		廃プラスチック	0ｔ
	直接搬入ごみ	不燃ごみ	67ｔ
		粗大ごみ	115ｔ
		古　紙	(67ｔ)
		缶・ビン	(18ｔ)
		廃プラスチック	(1ｔ)
	小　計		194ｔ
南佐渡クリーンセンター	収集ごみ	不燃ごみ	(66ｔ)
		粗大ごみ	0ｔ
		缶・ビン	0ｔ
		廃プラスチック	0ｔ
	直接搬入ごみ	不燃ごみ	(14ｔ)
		粗大ごみ	(25ｔ)
		古　紙	(22ｔ)
		缶・ビン	(12ｔ)
		廃プラスチック	(2ｔ)
	小　計		0ｔ
合　計			2,755ｔ

両津・南佐渡クリーンセンターにおける缶・ビン及び廃プラスチック搬入量、並びに南佐渡クリーンセンター不燃ごみ及び粗大ごみは、佐渡クリーンセンターの搬入量に含まれる。古紙は除く。

イ　公害防止条件

第１　１　（３）　シ項に示す各基準値を遵守すること。

ウ　用役条件

第１　１　（３）　ス項を参照すること。

（３）資源物の保管、引渡し

ア　受託者は、施設から回収される鉄類、アルミ類、カレット、プラスチック製容器包装等を保管するとともに、それらの量をそれぞれ計量するものとする。

イ　受託者は、施設から回収される資源化物を市が指定する資源回収業者に引渡すこととする。

5　施設管理業務（中継施設：両津クリーンセンター）

（１）施設管理

受託者は、次に示す管理条件に基づき、施設設備を適切に管理し、関係法令、公害防止条件等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に管理するとともに、経済的な施設管理に努めるものとする。

（２）管理条件

施設の管理条件は、次の条件を満たすこと。

・搬入される廃棄物を滞りなく運搬すること。

・施設への受入時間は原則として 8 時間/日とする。

ア　搬入量

運営期間中の運搬量の参考値として、表 18 に平成 24 年度の実績を示す。なお、事業終了年度である平成 36 年度における予定搬入量は、年間約 2,000ｔとする。

【表 18　運搬対象物（平成 24 年度実績)】

運搬対象物	年間搬入量
可燃ごみ	1,849ｔ
不燃ごみ	67ｔ
粗大ごみ	115ｔ
缶・ビン	18ｔ
廃プラスチック	1ｔ
合　計	2,050ｔ

イ　公害防止条件

第１　１　（３）　シ項に示す各基準値のうち、騒音、振動、悪臭について遵守すること。

ウ　用役条件

第１　１　（３）　ス項を参照すること。

6　施設管理業務（中継施設：南佐渡クリーンセンター）

（１）施設管理

受託者は、次に示す管理条件に基づき、施設設備を適切に管理し、関係法令、公害防止条件等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に管理するとともに、経済的な施設管理に努めるものとする。

（２）管理条件

施設の管理条件は、次の条件を満たすこと。

・搬入される廃棄物を滞りなく運搬すること。

・施設への受入時間は原則として 8 時間/日とする。

ア　搬入量

運営期間中の運搬量の参考値として、表 19 に平成 24 年度の実績を示す。なお、事業終了年度である平成 36 年度における予定搬入量は、年間約 300ｔとする。

【表 19　運搬対象物及び年間搬入量（平成 24 年度実績)】

運搬対象物	年間搬入量
可燃ごみ	254ｔ
不燃ごみ	14ｔ
粗大ごみ	25ｔ
缶・ビン	12ｔ
廃プラスチック	2ｔ
合　計	307ｔ

イ　公害防止条件

第１　１　（３）　シ項に示す各基準値のうち、騒音、振動、悪臭について遵守すること。

ウ　用役条件

第１　１　（３）　ス項を参照すること。

7　搬出管理業務

（１）佐渡クリーンセンター、灰溶融固形化施設及び最終処分場への搬出

ア　受託者は、中継施設（両津クリーンセンター及び南佐渡クリーンセンター）に搬入された廃棄物について、定期的に佐渡クリーンセンターへ運搬するものとする。

イ　受託者は、ごみ焼却施設から排出される主灰等について、関係法令、公害防止基準を満たすことを定期的に確認し、ごみ焼却施設から灰溶融固形化施設へ運搬するものとする。

ウ　受託者は、粗大ごみ処理施設から排出される不燃残渣について、関係法令、公害防止基準を満たすことを定期的に確認し、粗大ごみ処理施設から市が指定する最終処分場へ運搬するものとする。

エ　灰溶融固形化施設及び市が指定する最終処分場への運搬時に、排出物を落下及び流出させないようにすること。

（２）資源化物等の引渡し

受託者は、本件施設から発生する資源化物等が関係法令、公害防止条件等を満たすことを定期的に確認し、市が確保した引取先に基準を満たした上で引渡すものとする。なお、資源化物等の売却益については市の収入とする。

第４　維持管理業務

１　維持管理業務（共通）

維持管理業務を遂行する上で、市所有の備品、什器、物品及び用役（以下「物品等」という。）について、受託者と協定書に基づき、使用させることができるものとするほか、運営期間内において受託者が運営管理に必要と判断し調達する物の取扱いについて次のとおりとする。

（１）市所有の物品等の取扱い

本件施設の物品等は、経済性を考慮して受託者に使用させるものとする。ただし、使用に当たっては、市と受託者の間において協定書で詳細を定めることとし、物品等は適切に管理するものとする。

（２）物品等の調達計画の作成

受託者は、施設の年間運転管理計画及び月間運転管理計画に基づき、経済性を考慮した物品等の調達計画（年間調達計画・月間調達計画）を作成し、提出するものとする。

（３）物品等の管理

受託者は、調達計画に基づき調達した物品等を常に安全に保管し、必要な際には支障なく使用できるように適切に管理するものとする。

（４）物品等の事業期間終了後の取扱い

運営管理に必要な備品・什器・物品のうち、受託者が新たに購入したものは、原則として受託者に帰属するものとするが、その取扱いについては事業期間終了時に市と協議するものとする。また、予備品・消耗品については、市が運営期間開始時に、市の所有するものを受託者に引渡すため、受託者は、事業期間終了時には、施設の運転に必要な用役を補充し、運営期間開始時に市から引渡しを受けた数量程度の予備品、消耗品を市に引渡すものとする。

（５）施設の機能維持

受託者は、本件施設の設備・機器等を適切に管理し、本件施設の基本性能（第１　１　（３）　コ参照）を事業期間にわたり維持するものとする。ただし、設備を改造した場合は、第三者機関により確認された性能を維持するものとする。

（６）改良保全

市と受託者は、本件施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができるものとする。提案を行う場合、市と受託者は改良保全に関する計画を協議した後に実施することができるものとする。

（７）更新計画の作成

ア　受託者は、事業期間内における施設の基本性能を維持するために、設備又は機器等の耐用年数を考慮した事業期間中の更新計画を作成し市に提出するものとする。作成した更新計画については市の承諾を得るものとする。

イ　受託者は、事業期間中に市が更新計画の提出を求めた場合は、最新の更新計画を作成し、市に提出するものとする。作成した更新計画については市の承諾を得るものとする。

ウ　受託者は、更新計画の対象となる設備又は機器等について、更新計画を踏まえ、設備又は機器等の耐久度・消耗状況により、更新を行うものとする。ただし、関係法令改正及び天災等不可抗力によるものは、受託者負担による更新の対象から除外する。なお、更新した設備又は機器等の所有権は市に帰属する。

（８）点検・検査計画の作成

ア　受託者は、点検・検査計画に基づき、年度ごとに施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような点検・検査実施計画書を作成・提出し、市の承諾を得るものとする。

イ　点検・検査実施計画書については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目・頻度等）を記載するものとし、年度別及び事業期間を通じたものをそれぞれ作成・提出し、市の承諾を得るものとする。

ウ　全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画するものとする。

（９）点検・検査の実施と報告

ア　受託者は、年度ごとに提出する点検・検査計画に基づいて点検・検査を実施するものとする。

イ　受託者は、精密機能検査を 3 年に 1 回以上、あらかじめ市と協議した内容で、市が認める第三者機関により実施するものとする。また、法定点検等を定期的に実施するものとする。

ウ　日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、受託者は臨時点検を実施するものとする。

エ　点検・検査に係る記録は適切に管理し、事業期間中又は市との協議による期間の間、保管するものとする。

オ　点検・検査結果報告書を作成し、市に提出・報告するものとする。

（10）補修に関する考え方

維持管理業務に含まれる補修とは、受託者が施設の基本性能を維持するために必要なプラント設備・装置の修理及び更新並びに土木建築設備の修理及び更新である。

(11) 補修計画の作成

ア　受託者は、事業期間を通じた補修計画を作成し、市に提出するものとする。作成した補修計画について、市の承諾を得るものとする。なお、補修計画の策定に当たっては、季節変動（ごみ搬入量・外気温等）を十分考慮するものとする。

イ　事業期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき年度ごとに更新し、市に提出するものとする。更新した補修計画について、市の承諾を得るものとする。

ウ　点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、市に提出するものとする。作成した各年度の補修計画は市の承諾を得るものとする。

(12) 補修の実施

ア　受託者は、点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために補修を行うものとする。

イ　補修に際しては、補修工事施工計画書を市に提出し、承諾を得るものとする。

ウ　各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、事業期間中又は市との協議による期間の間、保管することとする。

エ　受託者が行うべき補修の範囲は次のとおりとし、具体例を表 20 に示す。

(ア)施設の設計、施工に起因する故障

（天災等の不可抗力による損傷等受託者の責に帰さないものについては、受託者は補修の責を有さないが、臨時の措置を取り、遅滞無く市に報告・提出すること。）

(イ)設備が故障した場合の修理、調整

(ウ)再発防止のための修理、調整

オ　突発的な機器の故障について、受託者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても排除することができなかったことを合理的な資料により証明した場合には、市が当該費用を負担するものとする。

(13) 施設の保全

受託者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備、防災設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うものとする。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うものとする。

(14) 施設の清掃

受託者は、施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つものとする。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持するものとする。

【表 20　補修の範囲】

作業区分			概　要	作業内容
点検	予防保全	日常点検	給油・点検清掃など簡易な保全作業により使用設備の維持管理をする。	給油・点検・清掃作業
		定期点検	故障を未然に防止するため、定期的に点検を行う。	巡回点検（日常点検のチェックと指導を併せて実施。）
補修		定期点検整備	定期的に点検検査又は取替を行い、突発故障を未然に防止する。	分解点検検査、調整、取替・精度検査
		更生修理（補修）	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。）	設備の分解→ 各部点検→ 部品の修正又は取替→ 組付→ 調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常点検等で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事故保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整
		その他	その他維持補修	柵などの補修

※表中の業務は、プラント設備、土木建築設備、外構のいずれにも該当する。

2　維持管理業務（佐渡クリーンセンター）

施設を構成する各設備が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な設備の維持管理を行うに当たり、共通事項のほかに次に示すことを行うものとする。

（1）点検・検査

維持管理における点検・検査例を表 21 に示す。

【表 21　点検・検査項目（参考）】

No	項　　目	法令・通知等	備　　考
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同施行規則 精密機能検査	3 年に 1 回以上
2	計量器	計量法 定期検査	2 年に 1 回

3	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査（月例検査） 定期自主検査（年次検査） 性能検査	有効期間の更新 1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 2年以内ごとに1回
4	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	保安規程
5	消防用設備	消防法 同施行規則 点　検 総合試験	 6月に1回 1年に1回
6	危険物貯蔵所	消防法 維持管理 点　検	定期
7	ダイオキシン類濃度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同施行規則	・排ガス　1検体×2炉 1年以内ごとに1回 ・焼却灰、飛灰　各1検体 1年以内ごとに1回
8	ごみ質	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同施行規則	年4回以上
9	第２種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	 1年ごと
10	小型ボイラ 小型圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	 1年ごと
11	燃焼室出口ガス温度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同施行規則	常時
12	フォークリフト ホイルローダ バックホウ	労働安全衛生規則第151条の21 特定自主検査 定期自主検査	 1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
13	ガス検知計	定期自主検査	
14	ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同施行規則	年2回以上
15	作業環境測定	廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱	6か月に1回
16	残灰埋立地 (佐渡ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ隣) 不燃物埋立地 (佐渡市窪田地内)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同施行規則 維持管理(地下水)	・塩素ｲｵﾝ濃度、電気伝導度 1月以内ごとに1回
17	その他必要な項目	関係法令	

（２）排出物の性状分析

受託者は排出物の性状分析について、処理方法及び時期などを市と協議した上で実施し、結果を報告・提出するものとする。分析内容の例を表 22 に示す。

【表 22　排出物の分析】

項　目	内　　容	検体数	測定頻度
主　灰	・熱しゃく減量	1 検体/回	1 月ごとに 1 回
飛灰処理物	・溶出試験（カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、アルキル水銀）	1 検体/回	年 1 回

（３）点検・検査の実施と報告

作成及び提出・報告する点検・検査結果には次の帳票を含めるものとする。

ア　現場点検リスト
イ　ごみクレーン月例点検表
ウ　電気月例点検表（受変電室）
エ　ばいじん計月間点検表
オ　塩化水素分析計月間点検表
カ　煙道排ガス分析計月間点検表
キ　ばいじん計年間点検表
ク　塩化水素分析計年間点検表
ケ　煙道排ガス分析計年間点検表
コ　中央監視装置用帳票
サ　その他、市より指示された帳票、点検表

（４）大規模修繕に関する考え方

維持管理業務に含まれる大規模修繕とは、運営期間中に市が想定する、土木、建築の主要構造物及び設備機器、その他関連する付帯設備について施設の基本性能を維持するための修理及び更新である。

（５）大規模修繕計画の作成

ア　受託者は、事業期間を通じた大規模修繕計画を作成し、市に提出するものとする。作成した大規模修繕計画について、市の承諾を得るものとする。なお、大規模修繕計画の策定に当たっては、季節変動（ごみ搬入量・外気温等）を十分考慮することとする。

イ　事業期間を通じた大規模修繕計画は、年度ごとに更新し、市に提出するものとする。更新した大規模修繕計画について、市の承諾を得るものとする。

ウ　市が想定している大規模修繕の対象となる建築設備、プラント設備及び装置は次のとおりである。

a 受入供給設備
・トラックスケール
・ごみクレーン
・ごみ投入ホッパ
b 燃焼設備
・給じん装置
・焼却炉（耐火材、ストーカ火格子）
・バーナ
c 燃焼ガス冷却設備
・ガス冷却室（上部、下部）
d 排ガス処理設備
・バグフィルタ（ろ布、ケーシング）
e 排水処理設備
・ポンプ類
f 余熱利用設備
・燃焼用空気予熱器
・白煙防止用空気加熱器
g 通風設備
・送風機類
h 灰出し設備
・飛灰混練機
・灰クレーン
・コンベヤ類
i 雑設備
・空気圧縮機
・ポンプ類
j 煙道・風道
k 配管設備
l 電気計装設備
・制御盤
・現場操作盤
・排ガス分析計
m 建築設備

（６）大規模修繕の実施

ア　受託者は、市が想定している大規模修繕の対象となる建築設備、プラント設備及び装置の点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために大規模修繕を行うものとする。

イ　大規模修繕に際しては、大規模修繕施工計画書を市に提出し、承諾を得るものとする。

ウ　各設備・機器の大規模修繕に係る記録は、適切に管理し、事業期間中又は市との協議による期間の間、保管するものとする。

エ　大規模修繕の対象外となる建築設備、プラント設備及び装置は、更新及び補修にて対応するものとする。

3　維持管理業務（中継施設：両津クリーンセンター）

中継施設として使用する各設備が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な設備の維持管理を行うに当たり、共通事項のほかに次に示すことを行うものとする。

（1）点検・検査

維持管理における点検・検査例を表 23 に示す。

【表 23　点検・検査項目（参考)】

No	項　　目	法令・通知等	備　　考
1	計量器	計量法 定期検査	 2 年に 1 回
2	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	 保安規程
3	消防用設備	消防法 同法施行規則 点検 総合試験	 6 月に 1 回 1 年に 1 回
4	その他必要な項目	関係法令	

（2）点検・検査の実施と報告

作成及び提出・報告する点検・検査結果には次の帳票を含めるものとする。

ア　現場点検リスト

イ　電気月例点検表（受変電室）

ウ　計量器帳票

エ　その他、市より指示された帳票、点検表

4　維持管理業務（中継施設：南佐渡クリーンセンター）

中継施設として使用する各設備が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な設備の維持管理を行うに当たり、共通事項のほかに次に示すことを行うものとする。

（1）点検・検査

維持管理における点検・検査例を表 24 に示す。

【表 24　点検・検査項目（参考)】

No	項　　目	法令・通知等	備　　考
1	計量器	計量法 定期検査	 2 年に 1 回
2	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	 保安規程
3	消防用設備	消防法 同法施行規則 点検 総合試験	 6 月に 1 回 1 年に 1 回
4	その他必要な項目	関係法令	

（2）点検・検査の実施と報告

作成及び提出・報告する点検・検査結果には次の帳票を含めるものとする。

ア　現場点検リスト
イ　電気月例点検表（受変電室）
ウ　計量器帳票
エ　その他、市より指示された帳票、点検表

5　維持管理業務（その他建築物・関連設備）

（1）建築物等の定義

ア　建築物とは、本件施設のうち、土地に定着する工作物で、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいい、建築設備を含むものとする。

イ　関連設備とは、建築物に設ける電気設備、通信設備、給排水設備・合併処理浄化槽、空調設備、防災・消防設備のほか、駐車場、構内道路、植栽等の外構、その他煙突、避雷針等を含むものとする。

（2）業務対象

建築物及び付帯する工作物並びに関連設備及び車両・重機等とする。

（3）業務内容

ア　建築物点検保守業務

受託者は、建築物の劣化に伴う機能低下を防ぎ、性能を維持するよう、建築物各所の点検・保守・修理を行うものとする。

イ　建築設備維持管理業務

受託者は、建築設備の性能を維持し、円滑な業務遂行が可能となるように、建築設備の監視・点検・整備・保守管理を行うものとする。（法令点検も含む。）

また、ビル管理法に基づく衛生環境の保持に努めることとする。

ウ　その他関連設備等の機能維持

受託者は、設備・機器等を適切に管理し、その他関連設備等の基本性能（第１　１　（３）　コ参照）を運営期間中維持するものとする。

エ　点検・検査

設備などの維持管理における点検・検査例を表 25 に示す。

【表 25　点検・検査項目（参考）】

No	項　　目	法令・通知等	備　　考
1	消防設備・自動火災報知設備	消防法 定期点検	 1 年以内ごとに 2 回
2	給排水設備 合併処理浄化槽	水道法 浄化槽法	1 年以内ごとに 1 回 1 年以内ごとに 1 回

第５　環境管理業務

１　受託者は、公害防止条件、関係法令等の環境保全基準を遵守するものとする。

２　法改正等により環境保全基準を変更する必要が生じた場合は、市と協議するものとする。

３　受託者は、事業期間中、環境保全基準に係る協定書に基づき遵守状況を確認するために、必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成・提出し、市の承諾を得るものとする。

４　受託者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認するものとする。

５　受託者は、環境保全基準の遵守状況について市に報告・提出するものとする。

第６　その他関連業務

１　清　掃

受託者は、本件施設敷地内の清掃計画を作成し、本件施設内を常に清掃し、清潔に保つものとする。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持するものとする。

２　植栽管理

受託者は、本件施設に係る景観を損なわないように、植栽等の維持管理（剪定・刈込・除草等）を定期的に行うものとする。本管理業務の対象範囲は、本件施設敷地内の植栽等とし、植栽管理に関する要領書を作成し、市の承諾を得るものとする。なお、枯木については原則として補植を行うことは要さないが、植栽管理に著しい問題があると市において判断する場合は、この限りではない。

３　除　雪

受託者は、冬期間本事業を円滑に推進するため、必要に応じ本件施設内の除雪を行うものとする。

４　保　険

受託者は、事業期間中に生じ得るリスク管理に係る方針・対策について検討すると共に、本事業の運用上必要と考える保険に加入すること。

第７　市が実施する業務

１　ごみの減量化、資源化の啓発・普及

市は、市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、本件施設への処理不適物の混入を未然に防止するよう努めるものとする。

２　処理対象物となる一般廃棄物の搬入

市は、受託者と締結する契約に基づき、本件施設に処理対象物を搬入する。

３　資源化物の売却

市は、資源化物等について引取業者を確保し、本件施設から定期的に搬出・売却するものとする。

４　本事業のモニタリング

市は、受託者が行う運営管理業務の状況について必要なモニタリングを行うものとする。

なお、モニタリングの実施方法は次のとおりとする。

（１）報告書等による履行内容の確認

ア　市と受託者の間で取り決められた業務報告書などの報告書が契約に定められた期限等で提出されているかを確認する。

イ　報告書の内容が要求水準を満たしたものとなっているかを確認する。

ウ　財務状況の把握

監査報告書、損益計算書などから、当初の計画値から大きく乖離している数値はないか、ある場合は、その理由は何かを中心に確認する。

（２）事実の確認

報告書の内容自体が事実行為として行われているかについて確認する。

確認の方法については、本件施設に備えられた測定機器により得られる各種データによるものとするが、市は、必要に応じて、自らの負担において本件施設に係る計測及び分析を行って確認できるものとする。

（３）業務の改善勧告

市は、受託者が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を充足していないことが判明した場合、受託者に対し改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

また、市の改善勧告にもかかわらず、受託者が改善策を提出せず、又は改善策を実施しない場合、委託料の減額ができるほか、契約を解除することができるものとする。

5　施設見学者等への対応支援

市は、受託者が行う本件施設の見学者への対応に関する必要な支援及び行政視察等行政事務に係る事務的な対応を行うものとする。

6　委託料の支払い

市は、本件施設の運営維持管理に要する対価を運営期間にわたって受託者に支払うものとする。

第８　リスクマネジメント

１　目標値の遵守

市は、環境への負荷を軽減するために、排ガス濃度について目標値を設けるものとする。

受託者は、自ら実施した環境計測又は市の測定結果において、排ガス濃度が、表３に示す目標値を上回った場合は、次の(１)から(７)までの手続きを経て平常運転状態への復帰を図らなければならない。

（１）目標値を逸脱した原因と責任の究明
（２）追加計測結果等を踏まえた受託者による改善計画の提案
（３）改善作業への着手
（４）改善作業の完了確認
（５）通常運転の再開
（６）運転データの確認
（７）目標値の逸脱状態から平常運転状態への復帰

なお、市による改善計画の確認、本件施設の改善作業の完了の確認等に際し、市は専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。

２　運転の即時停止

受託者は、自ら実施した環境計測又は市の測定結果において、排ガス濃度が、法で定める基準を１項目でも上回った場合は、速やかに本件施設の運転を停止した上で、次の(１)から(７)までの手続きを経て本件施設の運転再開を行わなければならない。

（１）停止に至った原因と責任の究明
（２）受託者による本件施設の復旧計画の提案
（３）復旧作業への着手
（４）復旧作業の完了確認
（５）復旧のための試運転の開始
（６）運転データの確認
（７）本件施設の運転再開

なお、市による復旧計画の確認、本件施設の復旧作業の完了の確認等に際し、市は専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。